

第23回 定例総会議事録

1. 日 時	令和5年2月10日（金）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 大会議室
3. 出席委員	
14名	1番 朝来野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二 4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一 7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範 10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一 13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄
4. 欠席委員	
0名	なし
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第23回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第23回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

委員一同	異議なし
議長	<p>それでは、議事録署名委員に5番得丸委員さん、12番筒井委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請です。1番について野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
7番秋吉委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、旧大分市立野津原中部小学校より東へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地の2筆は稲刈り後の状態、1筆は膝丈程度の雑草が生え、全体的には保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバインを各1台、田植機、軽トラックを各2台、草刈機を5台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約107aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校より南へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。譲受人の経営状況・営

	<p>農計画です。譲受人は、申請地で水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕運機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約97a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ3ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より東へ約1km 圏内に点在する農地であり、現地は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地で水稻を栽培予定です。農機具はコンバイン、乾燥機を各2台、トラクター、田植機、軽トラックを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約95a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、4ページ 農地法第4条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
7番秋吉委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報</p>

	<p>告です。申請地は、今市連絡所の南西約2km に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は畜舎及び堆肥舎として利用するものです。農地区分です。申請地は、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域であるため、農用地区域内の農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、次の5ページ 一時転用 1番は、8ページ 農地法第5条許可申請 一時転用 1番と関連がありますので、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を一括して報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>まず5ページです。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立横瀬西小学校の南東約500mに位置する農地であり、現地は既に仮土砂置場として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、仮土砂置場として利用するものであり、利用後は速やかに所有者ごとに区画した農地へ造成する計画です。農地区分です。申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域であるため、農用地区域内の農地に該当します。</p> <p>次に8ページです。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告、転用者の状況は、5ページ 1番と同様です。農地区分です。1筆は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるためその他2種農地、その他は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区</p>

	<p>域であるため、農用地区域内の農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、6ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターの南西約920mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、一般住宅及び事務所として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ7ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番平山委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 幸崎駅の南約150mに位置する農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、一般住宅と</p>

	<p>して利用するものです。農地区分です。申請地は、JR 幸崎駅のおおむね300m以内の区域にある農地であるため、第3種農地に該当します。地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、9ページ 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画作成の策定要請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
11番協委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市歴史資料館より4筆は南へ約500mの距離に点在し、1筆は北東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は麦が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は農地所有適格法人及び認定農業者であり、申請地において水稻、麦を栽培する予定です。農機具はコンバインを1台所有、トラクターを3台、田植機を2台借用しています。利用権設定後の経営面積は約1,038a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ10ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南市民センターより南東へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は田植機、コンバインを各2台、トラクターを1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約367aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第2号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 次に、11ページ 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意

	見を報告してください。
8番加藤委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南東へ約500mの距離に点在する農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター、コンバインを各2台、田植機、2tトラック、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約450a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ12ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番長尾委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分南高等学校より南西へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では水稻を栽培します。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約13a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ13ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南東へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培します。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約70a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南東へ1筆は約300m、その他は約550mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地では水稻を栽培します。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約35a となります。</p>

	<p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、次の14ページは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利、賃借料はこれまでと同様で、期間については3年から2年に変更しての再設定です。地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、15ページ 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>15ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。</p>

議長	<p>現地調査報告です。申請地は、辻原地区に位置した農地であり、現地は耕起されておりました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての三者契約です。配分先は主に小麦、大豆を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約1,334a となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p> <p>次の2番は秋吉委員さんの案件です。秋吉委員さんは一旦、退出をお願いします。</p> <p>(秋吉委員退室)</p>
事務局	<p>15ページ 2番です。土地の表示、申請者は議案の通りです。現地調査報告です。申請地は山中地区に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての三者契約です。配分先は主に水稻、シイタケを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約274a となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、15ページ 2番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、15ページ 2番は承認することとします。</p> <p>では、秋吉委員さんは着席をお願いします。</p>

	(秋吉委員着席)
議長	では、引き続き事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>16ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等について議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、八万田地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。配分先は主に水稻、飼料用米、麦を栽培する認定農業者で、農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。契約成立後の経営面積は約1,921a となります。</p> <p>17ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次本町地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にモヤシ、小大豆モヤシ、サツマイモを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約297a となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>次の2番は長尾委員さんが代表を務める法人の案件ですので、長尾委員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(長尾委員退室)</p>
議長	では事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は楠木生地区に位置した農地であり、現地は草が生えていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマン、水稻を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約約328a となります。</p>

	<p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、17ページ 2番について採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、17ページ 2番は承認することとします。 では、長尾委員さんは着席をお願いします。</p> <p>(長尾委員着席)</p>
議長	<p>では、引き続き事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>17ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。 現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は 保全管理されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間 管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培 する農業者で、契約成立後の経営面積は約18a となります。</p> <p>18ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。 現地調査報告です。申請地は上久所、丹生地区に位置した農地であり、 現地は稲刈り後の状態でした。配分先の経営状況・営農計画です。農地 中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に米、麦、ニ ンニクを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約2,000a と なります。</p> <p>それぞれの地区審議会で審議していただいたところ、承認相当であると</p>

	<p>の意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、採決した「15ページ 2番」「17ページ 2番」を除く、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、19ページ 第5号議案 農地所有適格法人の認定について審議します。事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>法人の名称、所在地等は議案の通りです。1番の法人の形態要件は、公開でない株式会社です。2番の事業内容要件です。事業の種類は農産物の生産のみの事業内容で、売上高も農業関連のみとなっており、農地所有適格法人の要件を満たしています。3番の構成員要件です。記載の6名はいずれも(3)に該当し、議決権も1600分の1400で過半の議決権を持っていますので、構成員要件も満たしています。4番の業務執行役員要件です。記載されている4名の役員の過半が年間150日以上農業又は関連事業に常時従事することとなっており、業務執行役員要件も満たしています。</p> <p>大分・鶴崎地区審議会で審議していただいたところ、認定相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

委員一同	ありません。
議長	なければ、第5号議案について採決します。 第5号議案について、認定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第5号議案は認定します。 次に、20ページ 第6号議案 非農地証明願 1番について、事務局より報告してください。
事務局	20ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。 証明内容は1970年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、今市郵便局より南西へ約2.1km に位置した農地であり、現地は原野化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ21ページ 1番について、事務局より報告してください。
事務局	21ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。 証明内容は、2筆が1985年頃から耕作放棄により山林化しており、1筆は1966年頃より進入路として使用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立竹中中学校より南へ約1.6km 圏内に点在した農地であり、2筆は山林化、1筆は宅地の進入路として利用されていました。

	<p>地区審議会でも審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、22ページ 第7号議案 農地法第3条許可申請に係る下限面積、及び「大分市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」の廃止について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>農地法第3条許可申請に係る下限面積については、農地法第3条第2項第5号の規定をもとに、大分市農業委員会ではこれまで野津原地区では40アール、大分地区、鶴崎地区、大南地区、植田地区、及び坂ノ市地区では30アール、佐賀関地区では20アール。また空き家に付属した農地に指定した農地については1アールで別段面積を設定し、3条許可の審査に適用していました。</p> <p>しかしこの度、令和4年5月20日に農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が成立し、含まれている農地法の一部改正により、根拠条文である農地法第3条第2項第5号の規定が削除され、令和5年4月1日から施行されることになりました。そのため次の事項について定例総会での審議と可否の決定をお願いします。</p> <p>まず1点目は別段の面積の廃止で、議案に記載されている別段面積の設</p>

	<p>定区域については廃止となります。</p> <p>次に空き家に付属した農地の別段面積基準についてです。根拠条文である農地法第3条第2項第5号の別段面積が廃止になり、空き家に付属した農地としての取り扱いは必要がなくなるため、空き家に付属した農地の別段面積基準を廃止します。</p> <p>3点目は廃止日です。1, 2ともに令和5年3月31日をもって廃止したいと考えています。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第7号議案について採決します。</p> <p>第7号議案について、下限面積及び取扱基準を廃止することに承認する方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第7号議案は承認します。</p> <p>次の、23ページからの 第8号議案 報告事項について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>23ページから25ページです。農地法第3条の3届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で7件出ています。</p> <p>26ページ、27ページです。農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で3件出ています。</p> <p>28ページです。農地法第4条第1項第8号の取消の届出が、1件出ています。</p> <p>29ページから32ページです。農地法第5条第1項第7号の届出で、市街化</p>

	<p>区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で31件出ています。</p> <p>33ページから35ページです。農地法第18条第6項通知で、利用権または3条賃借権において双方合意での解約の通知が、合計で4件出ています。最後は、36ページです。認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用に係る事業計画書についてです。モバイル無線基地局の新設工事の計画書が1件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>今村委員がおなくなりになりまして、現在、推進委員は欠員の状態になっています。推進委員は農業委員会の委嘱で、任期は来年の3月9日までとなっています。欠員が生じた場合に、補充をしなければならないなどの法的な決まりはありませんが、欠員により地域の農業者の声が反映しにくい状態のままは好ましくありませんので、可能な限り補充をするべきだと思います。</p> <p>過去の例として、2年以上の任期を残して推進委員がお亡くなりになったことがあります。その際は欠員期間が長いこともあり、公募をして新しい推進委員を委嘱しました。また1年半の任期を残して病気でお辞めになり欠員が生じた際は、翌年の7月が公募の時期ということもあり、3年の任期満了まで欠員のままでした。</p> <p>今回は、全員の任期満了により7月に公募をし、来年の3月10日に委嘱する時期と重複することになりますので、新しい委員を委嘱するか、欠員のままでいくかを、大南の地区審議会で話し合いをしているところです。大南地区の活動をどうしていくかが重要な点であるので、来月の地区審議会で地区の意見としてまとめた上で、定例総会の協議事項として</p>

	決定していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
事務局	では、そのようにしたいと思います。
議長	以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 その他にありますか。
事務局	1件、ご報告があります。 農地集積に貢献した委員に対し、毎年大分県知事からの表彰があります。令和4年は佐伯市の委員と大分市の工藤推進委員に決定し、来月の常設審議委員会で感謝状の授与式がありますので、ご報告します。
議長	これまでの説明で、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、これで第23回定例総会を閉会します。